

2023 年度教育学部・教育学研究科授業運用形態等に関する基本方針

以下では、本学における授業の実施方針に基づき、学部・大学院における考え方と基本的な方針を扱う。

学部の方針を想定する。大学院については、60 単位の上限がないため、対面・オンラインの選択に制限がないが、それ以外は以下の方針に準ずる。

政府において、『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定（2023 年 2 月 10 日変更））』により、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けを 2023 年 5 月 8 日から季節性インフルエンザと同じ「5 類」に引き下げること、マスク着用の考え方が見直されることに伴い、以下の方針の見直しを行うものとする。

I. 前提

1. 学部においてオンライン履修単位上限 60 単位を前提とする。
 - 2022 年度入学者（2024 年度進学予定者）については、前期課程で 30 単位以内、後期課程（学部持出専門科目含む）で 30 単位以内の配分となる予定であることについて留意する。
2. S1 タームの取扱いについては、以下の方針に基づくものとする。S2 ターム以降の取扱いについては、改めて、以下の方針の見直しを行うものとする。

II. 原則

1. はじめに、授業実施形態は、次の 5 つに区分されることになる。①②は対面授業として、③④⑤はオンライン授業として取り扱われることになる。
 - ①対面型（対面のみで実施）
 - ②対面・オンライン併用型 A（総時間数の半数以上を対面で実施）
 - ③対面・オンライン併用型 B（総時間数の半数未満を対面で実施）
 - ④オンライン型（オンラインのみで実施）
 - ⑤オンデマンド型（すべての授業回数をオンデマンドで実施）
2. 対面授業（上記 1. ①②）を基本とする。ただし、オンラインで実施する方が教育効果の高い授業科目については、例外的に、オンライン授業（上記 1. ③④⑤）による開講も可能とするが、標準的な学生が最大 60 単位内に収まるよう、コース単位で決定する。

－教職課程科目、特設科目については、教員が個別に決定する。

3. 当該授業の授業実施形態について、教員は、授業開始前までに、UTAS シラバスに必ず明示する。原則として、特段の事情がない限り、授業開始後の変更を行うことはできない。
4. 対面授業の定義に該当する範囲内でどの程度オンライン実施の授業を導入するかは任意とするが、対面実施の授業の総時間数が半数未満となる場合、対面授業（上記 1. ②）ではなくオンライン授業（上記 1. ③）としての取扱いとなるため、注意が必要となる。なお、当該授業回が、対面実施となるかオンライン実施となるか、UTAS シラバス又は ITC-LMS に必ず明示する。（初回について、UTAS シラバスと ITC-LMS の両方に必ず明示する。2 回目以降の変更等が生じた場合等を含めた今後の授業運営について、UTAS シラバスと ITC-LMS のどちらでアナウンスを行うことになるか、初回授業時に学生に対して説明を行う。）
5. 対面のみで実施する授業であっても、以下の学生がいる場合、教員はハイフレックスの授業形態により対応する。その際、真にやむを得ない事由の説明責任は学生が負うものとし、教員が確認する。

－場合によっては、代替の方法により、対応することもできる。（例えば、(1)(2)(3)の場合、一部の授業回（集中講義を除く）の対応となるため、授業資料や 2022 年度以前の Zoom 録画による自習、併せて、質疑応答の機会を設ける等の方法が考えられる。）

(1) 新型コロナウイルス感染症の陽性判明者

(2) 濃厚接触者

(3) 体調不良者

(4) 自分あるいは同居家族等に特定の既往症がある者

(5) 自分あるいは同居家族等に特定の既往症ではないが健康上の懸念や心配がある者

以上の他、真にやむを得ない事由がある場合には、オンライン受講を許可する場合がある。ただし、当該授業の実施方法等によっては、許可できない場合もある。

6. 授業時間は、105 分とする。（駒場開講の学部持出専門科目を含む。）

III. 遠隔受講対応

1. 大教室（109/158/159/A200）ではヤマハ YVC-1000 と拡張マイクを利用する。
2. 中教室（357/358）、小教室（356/450A/450B/A208）では Meeting Owl を利用する。

IV. 感染予防対策

教室・機材

1. 授業における教室の人数は試験定員を基準とする。着席可能位置をシールで明示する。試験定員を超える場合は、(a) 教室の振替・交換、(b) 一定の距離を保って受講可能な範囲であればその範囲での着席可能位置の調整、(c) ハイフレックスの授業形態の採用、といったかたちで対応する。
2. 大教室においては追加換気施設を導入済み。それも含め設置換気装置は常時稼働する。中小教室については空気循環式紫外線清浄機を設置済み。12月から3月は常時稼働、4月から11月は朝稼働夕方停止するかたちで運用する（ただし4月と11月は気温等の状況により一部常時稼働も導入することがある）¹。それに加えて二面換気を行い、教室に設置されている NDIR 式 CO₂ モニタで 800ppm 以下を必ず維持し、可能な限り低くする²。大学院ゼミ室等ではコース単位で同様の対応を検討する。
3. 授業開始を5分遅らせ、授業終了を5分早め、終了時に全面換気を行う。
4. 教室内での移動を避ける。
5. 接触追跡を可能にするため学生の座席記録を各授業回について作成し教員が保管するとともに学生支援チームに提出する。記録は授業終了から4週間後に破棄する。
6. 資料は ITC-LMS 等を通して電子的に配付し、紙での配付は行わない。
7. 授業終了時にマイク・机・椅子（左右の座面下も含め）・ドアノブ・スイッチ等の消毒を行う³。

学生・教員

1. 体調不良者は登校させない。授業時体調不良者は速やかに退室・下校させ記録する。体調不良の目安は発熱や寒気、咳、息切れ、倦怠感、筋肉痛や全身痛、頭痛、味覚嗅覚喪失、喉の痛み、鼻詰まりや鼻水、吐き気、下痢、発疹であるが、その他体調に関する懸念や感染に関する懸念がある場合も安全のため登校させないよう配慮する。

1 条件に応じたウイルス減衰時間については米政府の以下のサイトを参考にしている。 <https://www.dhs.gov/science-and-technology/sars-airborne-calculator>

2 800ppm を基準とすることが多いが、オミクロンの感染力、教育学研究科事務室等での運用実績を考慮し 600ppm を目標とするのが望ましい。数値については、 <https://nousaerons.fr/> にまとまっている。

3 比較的早い段階から表面感染は少ないとの指摘があり実際そのようであるが、消毒等措置はボトムアップに比較的初期から対応されており、その効果があるかもしれないことを否定できない。

2. マスクの着用は個人の判断による。(ただし、当該授業の実施方法等によっては、教員及び学生が、マスク着用の必要性に関して確認を行った上で、マスクの着用を求めることはできる。) 学部として予備マスクを準備し必要に応じて提供する。
3. 教室入室時に手の消毒を行う。アルコールは学部で提供する。
4. 移動時のエレベータ利用は利用が必須の者に限る。
5. 廊下・階段の移動では混雑を避け、トイレも混雑を避ける。また、大声で話さない。

控室・遠隔受講スペース

1. 教育学研究科では授業で利用していない教室を利用している。授業時の教室の運用基準に準ずる。
2. 控室・遠隔受講スペースとして利用可能な教室と時間帯については対面授業への教室割当が確定した段階において確認を行う。

その他、実験や実習を伴う授業における予防対策は 2022 年度の基準を踏襲する。

V. 感染者が出た場合の対応

1. 教育学部新型コロナ感染症対策班において、当該学生より報告のある聞き取り票の確認を行う。